

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後			現 行		
(略)			(略)		
附 則 この規程は、 <u>令和7年9月8日から施行し、改正後の別表1は、令和7年9月1日から適用する。</u>					
別表 1 保険適用外の料金			別表 1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	(略)	(略)	処置料等	(略)	(略)
	原発性免疫不全症等検査（ <u>出生日が令和7年8月31日以前の新生児に限る</u> ）	6,600		原発性免疫不全症等検査	6,600
	原発性免疫不全症・脊髄性筋萎縮症検査（ <u>出生日が令和7年9月1日以降の新生児以外の者に限る</u> ）（新設）	<u>4,400</u> （新設）			
	ライソゾーム病検査（ <u>出生日が令和7年9月1日以降の者に限る</u> ）（新設）	<u>3,300</u> （新設）			
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
【改正理由】 北海道からの通知及び外部検査委託先との変更契約の締結に伴い、自費料金を見直すため、所要の改正を行うものである。					